

回答書

2020年7月27日

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

〒220-8686

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号

株式会社日産カーレンタルソリューション

代表取締役 岡本 智



拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和2年6月5日付で貴団体から提出された弊社レンタカー貸渡約款に関する「再申入書」でお問い合わせのありました内容に対する当社の見解を以下の通りご報告させていただきます。

なお、本報告にあたっては、全国レンタカー協会様が貴団体に対しご回答した、別紙令和2年6月30日付「回答書」にある内容を現行の貸渡約款にすべて盛り込み、変更しつつ、弊社約款独自の部分は独自の変更を加えております。

概要については以下の通りです。詳細については別紙添付資料をご覧ください。

なお、当社貸渡約款の変更時期は、本件以外の理由で現在修正を検討している案件もあるため、令和2年10月1日を予定しております。その旨ご承知おきます。

(回答の概要)

1 第18条第3項(変更する)【違法駐車の場合の措置等】

同項は標準貸渡約款第18条第5項の内容にあたります。標準約款の修正に合わせ、「運転者」を削除し「借受人」だけに負担を求めることとします。

2 第18条第7項(変更する)【違法駐車の場合の措置等】

標準貸渡約款の変更に合わせて、弊社も第5項、第6項、第7項を修正します。「運転者」を削除し、「借受人」だけに負担を求めることとします。

3 第28条第6項(変更しない)【使用不能による貸渡契約の終了】

同項は標準貸渡約款第27条第6項の内容にあたります。標準貸渡約款では本項に関しては変更しないため、弊社約款も変更をしないこととします。

4 第29条第1項（変更する）【賠償及び営業補償】

同項は標準貸渡約款第28条第1項の内容にあたります。標準貸渡約款の修正に合わせて、「借受人」と「運転者」の責任を明確に分けるように修正します。

5-(1)第33条第1項、第2項及び第3項（変更する）【個人情報の利用目的】

同条は標準貸渡約款第32条の内容にあたります。標準貸渡約款に従い、「運転者」の開示情報を限定します。

5-(2)第34条（変更する）【個人情報の登録及び利用の同意】

同項は標準貸渡約款第33条にあたります。標準貸渡約款の修正に合わせて、「借受人」と「運転者」の対応を明確に分け、不適切なものは「運転者」を削除します。

6 第38条（変更する）【遅延損害金】

同行は標準貸渡約款第37条にあたります。全国レンタカー協会、弊社とも修正すべきところを失念しておりましたので、「運転者」を削除します。（全国レンタカー協会 中村専務理事とは調整済です。）

(添付1)： 令和2年6月30日付 全国レンタカー協会様「回答書」

(添付2)： 消費者支援ネット北海道様 再申入書への対応について（詳細）

(添付3)： 新旧比較表（①標準約款、②日産現行約款、③日産修正約款）

(参考)： 令和2年6月5日付 貴団体 再申入書

敬具